令和7年度の 堤防除草予定

〒039-1103 青森県八戸市長苗代二丁目5番8号
http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/syutu/hachikawa/
TEL:0178-28-2626
E-mail:thr-721hachikawa@ki.mlit.go.jp
発行者:国土交通省 青森河川国道事務所 八戸出張所

令和７年度の堤防除草作業は終了しました！

八戸出張所が管理する馬淵川河口から櫛引橋までの区間（10.0km）における、令和７年度の除草作業は終了しました。

みなさまのご理解とご協力のもと、工事期間中は事故なく作業を進めることができました。
ありがとうございました。

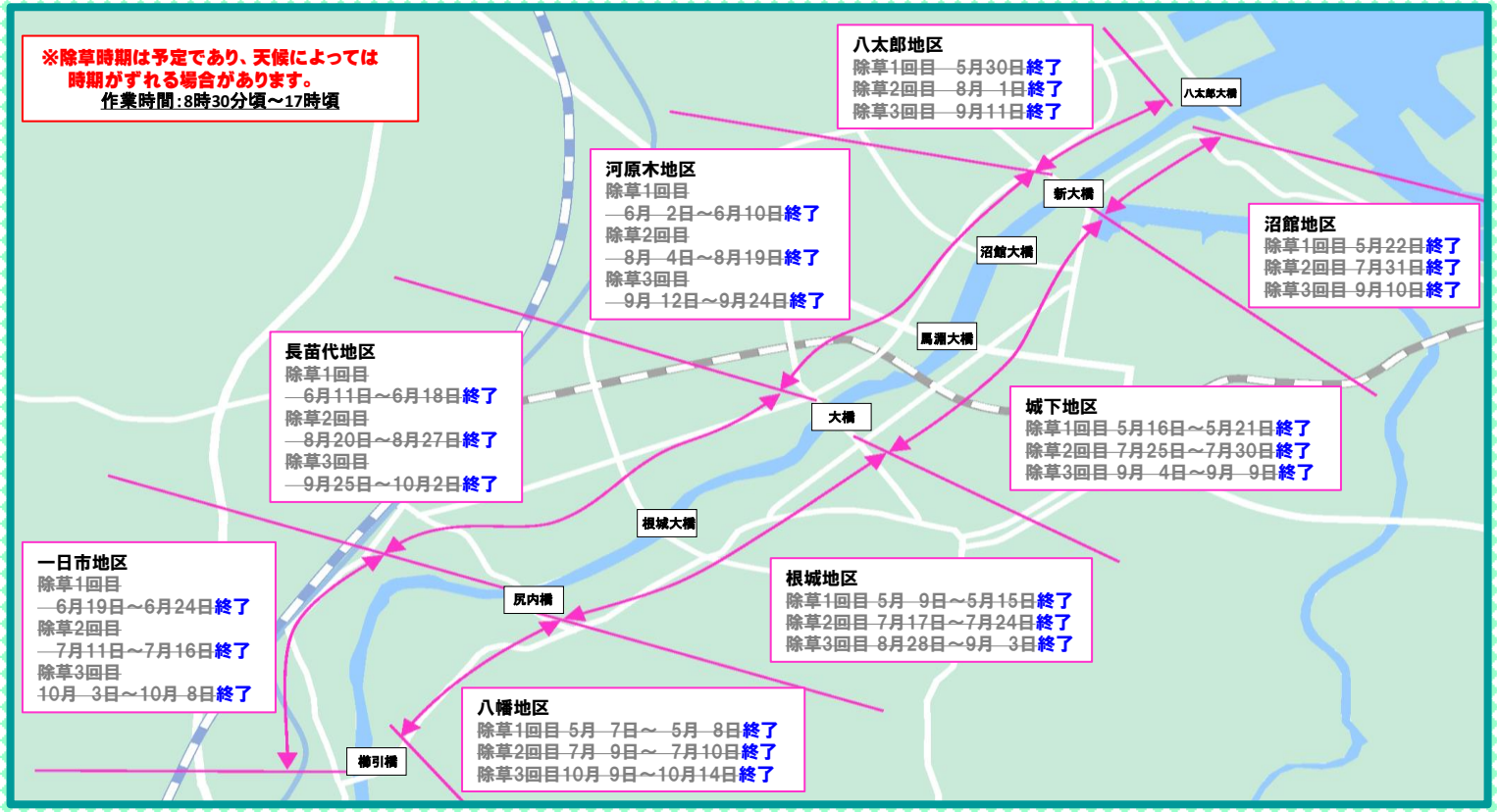

～～～ 堤防除草作業をする理由 ～～～

堤防の除草をすることで、

①堤防の状態を把握しやすくなり、わずかな変化に気づくことが出来る
②洪水時に水防活動を容易に行うことが出来る
③景観を維持し、河川の環境保全を図ることが出来る、不法投棄の抑制に繋がる

などのメリットがあります。
八戸出張所では、年に3回除草作業をしています。

～～～ 除草方法には2種類あります ～～～

①肩掛け式草刈り機

狭い場所や障害物がある場所で主に使います。
作業員が肩に機械をかけて除草します。

②大型遠隔操縦式草刈り機

建物や設置物などの障害物がない場所で使います。
作業員がラジコンのようにコントローラーを使って
操作します。